

看護小規模多機能型居宅介護

あつたかホームひまわりサテライト 運営規程

第1条 医療法人厚生会が設置する看護小規模多機能型居宅介護あつたかホームひまわりサテライトが行う、指定地域密着型サービスに該当する指定看護小規模多機能型居宅介護の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

《事業の目的》

第2条 指定看護小規模多機能型居宅介護に関して、要介護状態にあるもの（以下「要介護者等」という）に対し、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る為、適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

《運営の方針》

第3条 医療法人厚生会が実施する指定看護小規模多機能型居宅介護の従事者は、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、妥当かつ適切なサービスの提供に努める。

2. 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、目標を設定し計画的に行う。
3. 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センター、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

《名称および所在地》

第4条 指定看護小規模多機能型居宅介護を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 看護小規模多機能型居宅介護あつたかホームひまわりサテライト
(2) 所在地 福井県福井市下六条町7号26番1

《従業者の職種、員数、および職務内容》

第5条 従業者の職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤） 看護小規模多機能型居宅介護サービスにおける管理を行う。
- (2) 看護小規模多機能型居宅介護従事者 4人以上 うち、常勤1人以上
《内訳》夜間及び深夜時間以外 2人以上 生活相談及び生活指導や
介護ケア等を行う
- | | | |
|-----------|-----------|---|
| 訪問サービス従業者 | 2人以上 | 〃 |
| 夜間及び深夜時間 | 本体事業所にて対応 | |
| 宿直 | 本体事業所にて対応 | |
- 看護職員 常勤換算1.0人以上
観察及び看護ケア・口腔ケアや機能訓練等を行う
- 介護支援専門員 1人以上 居宅サービス計画及び看護小規模多機能型
居宅介護計画の作成を行う

《営業日及び営業時間》

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする
- (2) 営業時間 (受け入れ可能時間) 0時～24時とする
- (3) サービス提供時間
 - ・ 通いサービス 午前8時30分から午後5時00分までとする
 - ・ 訪問サービス 0時から24時とする
 - ・ 宿泊サービス 午後5時00分から午前8時30分までとする
- (4) 電話等により24時間緊急連絡が可能な体制とする

《指定看護小規模多機能型居宅介護の登録及び利用定員》

第7条 指定看護小規模多機能型居宅介護を合計した登録定員は、18人とする。但し、
通いサービスの利用定員は12人（月曜日から土曜日）3人（日曜日）、宿泊サービスの
利用定員は4人とする。

《指定看護小規模多機能型居宅介護の内容》

第8条 実施する指定看護小規模多機能型居宅介護は、要介護者等が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切なサービスの提供を行うものとし、おもに次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助、日常生活動作能力に応じて必要な援助を行う
- (2) 健康状態の確認
- (3) 心身機能の維持向上及び機能低下防止の為の訓練並びに心身の活性化を図る為の各種サービス
- (4) 口腔機能改善ためのサービス
- (5) 送迎サービス
- (6) 入浴サービス
- (7) 食事サービス
- (8) 短期間の宿泊サービス
- (9) 居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成及び実施状況の継続的な把握と評価
- (10) 介護認定の申請に係る援助
- (11) 相談、助言等に関すること
- (12) 利用者及び家族等の日常生活における介護などに関する相談及び助言。
- (13) 運営推進会議の開催
- (14) 診療の補助

《通常の事業の実施範囲》

第9条 福井市とする。

《利用料その他の費用の額》

第10条 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定看護小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスである時はその基準額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額とする。

2. 前項の支払いを受ける他、利用者から次の各号に掲げる額の支払いを受ける事ができる。

- (1) 食費 朝食：450円、昼食：600円、夕食：600円
- (2) 宿泊費 1,530円／泊
- (3) レクレーション費用・教材費
- (4) 日常生活においても通常必要な物にかかる費用で、利用者か家族等が負担する事が適当と認められる費用。
- (5) キャンセル料

利用予定日の前日までに利用中止の申し出がなく、当日になって申し出をされた場合キャンセル料として下記の料金を頂く場合がある。ただし、利用者の体調不良等正当な理由がある場合はこの限りではない。

①利用予定日の8時30分までに申し出があった場合 無料

②利用予定日の8時30分までに申し出がなかった場合 当日の自己負担額
前項の費用にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得る。

《サービス利用にあたっての留意事項》

第11条 利用者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合はその旨を申し出ること。
- (2) 事業所では飲酒しない。
- (3) 全館禁煙とする。
- (4) 本規程第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

《非常災害対策》

第12条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害対策を行う。

- (1) 事業所に火元責任者を置く。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育を実施する。
 - ① 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・隨時
- (6) 年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練時には出来る限り近隣住民に協力を依頼し、参加を促す。
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

《緊急時における対応方法》

第13条 看護小規模多機能型居宅介護に当たる従事者は、サービスを行っているときに利用者の容態に急変が生じた場合は、速やかに主治医・介護者へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

《事故発生時の対応》

第14条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、関係する市町、利用者の家族等、利用者に係る地域包括支援センター・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

《衛生管理等》

第15条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行わなければならない。

- 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

《運営推進会議》

第16条 事業者は、下記の構成員で構成される協議会（以下「運営推進会議」という）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

- 構成員 利用者、利用者の家族等、地域住民の代表者、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、当該事業について知見を有する者等
- 人 数 各1名以上

《その他運営についての留意事項》

第17条 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け業務体制を整備する。

- 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 継続研修 年1回以上
- 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守する。
- 事業所はすべての職員に対し、健康診断等を定期的に実施する。
- 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保守させるために従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保守させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完結の日から会計に関する諸記録は5年間、それ以外の諸記録は5年間保管するものとする。
- この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人厚生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めることとする。

《付則》

この規程は2019年7月1日から施行する。

この規程は令和1年10月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は令和2年9月1日をもって改正されこれを施行する。

この規程は令和3年4月1日をもって改正されこれを施行する。